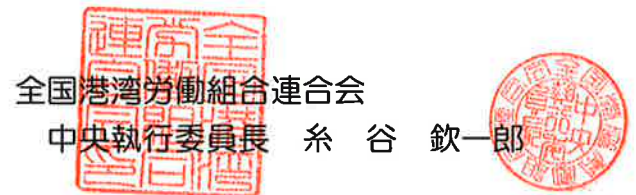


2020年2月10日
全国港湾 19 発第 51 号

四役・中央執行委員
各 単組委員長
地区港湾議長(委員長)



第 12 回中央委員会の経過と 20 春闘の当面の取り組みに関する指示

1. 中央委員会の経過について

- (1) 全国港湾は 2 月 5～6 日、シーパレス日港福において第 12 回中央委員会を開催した。中央委員会は、議長団に正木中央委員(日港労連)、瀬川中央委員(全倉運)を議長団に選出し、第一号議案 19 秋年末闘争経過、第 2 号議案 20 春闘方針案、及び第三号議案 20 要求案について討議した。
- (2) 中央委員会開催にあたり、挨拶した系谷中央執行委員長は、新型コロナウイルスの影響がアジア域貿易に深刻な影響をもたらしていることに警鐘を鳴らすとともに、港湾「合理化」問題への対応や産別最低賃金に係る統一回答問題では労働委員会に救済命令を求める申請を行う決意を述べた。そのうえで、産別最低賃金の要求水準の確定や、働き方改革に伴う長時間規制への労使の対応も問われており、これらの労働条件改善には適正料金収受が不可欠と言及した。
また、19 春闘で起きたスト破りの問題についても、譲れない一線は保持しつつ、歴史的に構築されてきた港運同盟との共闘の重要性も踏まえて対応することを加味していくと言及した。
- (3) 中央委員会は、3 つの議案について、一括して討議を行った。討議は、延べ 20 人の中央委員が原案を支持する立場から、意見・質問・補強提案が述べられた。討議の中で、第三号議案の産別最低賃金について中央委員会の意見を集約して提起するとしていた項目に関し、中央執行委員会は、次の提案を行い討議に付すこととした。
 - ① 17 年度に各企業内労使で確認した産別最低賃金 168920 円を産別協定化すること。
 - ② 20 年度の産別最低賃金を 184500 円とすること。
 - ③ なお、統一回答をめぐって中央労働委員会に対して救済命令の申請を直ちに行う。

(4) 討議をふまえて、総括答弁に立った糸谷中央執行委員長は、中央委員会で提起された諸課題を執行委員会として受け止め具体化していくこと、19春闘で発生したスト破りの問題と共闘体制の課題にも言及しつつ、仲間の信頼を裏切らない組織対応を進める決意と、19春闘の厳しいたたかいを踏まえ、同じ轍を踏まないと強調した。また、料金問題にも強く言及して、産別結集を強く訴えた。

(5) 以上の経緯から、新たな執行委員会としての産別最賃に係る提案を含む3つの議案の採択に入り、すべての議案を満場の拍手で採択した。

(6) なお、中央委員会での意見を踏まえた、課題の整理、対応方針、要求案の加筆・修正事項などについては、第5回中央執行委員会の経過報告/FAX第号(2月10日付)を参照のこと

2. 以上の第12回中央委員会の決定に沿って、各単組・地区港湾は、次の取り組みを進めるよう指示する。

(1) 要求の提出について

① 20年2月20日(木)に第1回中央港湾団交を開催し、要求提出を行うので、中央執行委員、各地区港湾代表は、団交への参加への準備を行うこと。なお、20春闘要求については、中央委員会の討議を踏まえ、第5回中執(2月5日)で検討し、第8回常任中執(2月17日)で成案し提出の準備を行う。成案できた段階で、単組・地区港湾に事前配布できるよう取り組むこととする。

② 個別賃上げなどの単組課題も含めた産別総ぐるみの取り組みへの発展を目指し、各単組は、中央港湾団交後、遅くとも2月中に要求提出を行うよう取り組むこと。

(2) 機関運営と職場・地域の行動体制を整えることについて

① 産別要求提出後は、常任中央執行委員会を戦術委員会とし、中央執行委員会を中央闘争委員会として運営し、春闘課題に係る取り組みは、戦術委員会と中央闘争委員会が中央機関として進める。また、港運同盟との合同戦術委員会、合同中央闘争委員会を適宜開催して、港湾産別としての統一的取り組みを進める。

② 各単組は、2月末までに春闘要求実現に向けた産別スト権確認投票を行い、全国港湾中央闘争委員会に委譲する手続きを終えること。

③ 各地区港湾は、2月半ばからの討論集会などで、20春闘の地区要求、行動体制を確立する意思統一を行い、速やかに春闘行動が取り組める体制を整えること。なお、地区港湾の取り組み体制を促進する縦指示に取り組むこと。

(3) 中央・地区の統一行動の配置について

① 地区統一行動について

イ、各地区港湾は、20年3月2日(月)～13日(金)を地区統一行動旬間とし、港頭

地区宣伝行動、産別協定・法令順守キャンペーン行動及び行政交渉、地区港運協会交渉などに取り組むこと。統一行動の内容などについては、別途指示する。

ロ、各単組は地区港湾の行動の成功に向けた縦指示に取り組むこと。

ハ、中央行動で進める行政申し入れ文書(案)は、2月17日に一回目の討議を行うこととしており、その段階で地区港湾に配布し、活用できるよう取り組むので活用されたい。

- ② 20年3月18日(水)～19日(木)を中央統一行動日とし、内外に港湾労働者の要求をアピールする行動や行政交渉などを実施するので、各単組・地区港湾は日程の確保や動員体制などの準備を整えること。具体的には、別途指示する。

(4) 春闘財政の確立について

- ① 20春闘をたたかう財政を確立するため、組合員一人500円のカンパに取り組むこととし、各単組・地区港湾は請求に基づき納入すること。
- ② なお、春闘の取り組み如何によっては、第二次カンパに取り組むこととし、その場合は、中央闘争委員会で判断・決定する。

以上